令和6年5月の改正に伴う変更箇所は、太枠・塗りつぶしにて区別しています。

岐阜県介護人材育成事業者認定制度 評価項目確認基準の観点について

平成29年3月 令和 4年3月 改正 令和 6年5月 改正

岐阜県健康福祉部高齢福祉課

岐阜県介護人材育成事業者認定制度 評価項目と認定グレードの考え方

認定グレードの目的

- ・「働きたい職場」「働きやすい職場」を実現するための人材育成や職場環境改善の取組みは、給与制度や評価制度等の整備、職員の理解促進等を行いながら、段階的に取り組んでいく必要があります。
- ・事業者の取組み状況は様々であることから、認定制度では取組みの評価項目について達成状況を確認する基準を設定し、その達成状況に応じてグレード3から1までの認定を行います。
- ・事業者にとっては現在の達成状況を客観的に知ることができ、次の段階に進むにはどのような取組みを行っていったらよいかを確認することができます。

3つのグレードの具体的なすがた(イメージ)

グレード3	人材育成や職場環境整備について、 基本的な取組みを行っている事業者	〇理念等が明確で、職場の様子等を情報発信する、外から形のみえる事業者 〇新人職員へも配慮した、職員の人材育成と評価に取組む事業者 〇職員と情報共有し、職員のワークライフバランスに配慮する事業者
グレード2	人材育成や職場環境整備について、 充実した取組みを行っている事業者	○地域社会と交流し、職員の働く様子や具体的な処遇などを積極的に発信する事業者 ○仕事の役割や責任を明確にして適切な処遇・評価を行うとともに、キャリアを考慮した積極的な人材育成に取 組む事業者 ○職員とのコミュニケーションを大切にし、育児や介護との両立支援や福利厚生に積極的に取り組む事業者
グレード1	人材育成や職場環境整備について、 県内介護業界をリードする質の高い取 組みを行っている事業者	○中長期的なビジョンを持ち、介護業界全体の発展に向けた取組みや発信を行う事業者 ○人事考課制度を整備し、人事評価を職員の処遇に反映するとともに、キャリア段位制度により職員の能力開 発に取り組む事業者 ○職員の意見を積極的に聞き、それを検討・反映するとともに、その結果を職員へ周知する仕組みができてい る事業者

岐阜県介護人材育成事業者認定制度 欠格要件

事業者が次のいずれかに該当する場合は、申請(認定)することができません。

- 1. 岐阜県の定める暴排措置に係る照会手続等に関する要綱第3条各号に掲げる者
 - ・暴力団・暴力団員
 - ・役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
 - ・役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している個人又は法人等
 - ・役員等がその属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している個人又は法人等
 - ・役員等が暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している個人又は法人 等
 - ・役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - ・役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利 用している個人又は法人等
- 2. 申請者及び申請者が設置する介護サービス事業所・施設について、介護保険法等の法令若しくは県条例等に基づく介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項に係る重大な違反等がある者

介護保険法に基づき県・市町村が実施する介護保険施設及び事業者に対する指導監督において、重大な違反がある場合は認定申請ができません。

- ・「介護保険施設等の指導監督について(平成18年10月23日 老発第1023001号)」により、県及び市町村が実施する実地指導・指導監査により、改善勧告・改善命令・指定の効力の全部または一部停止・指定の取消しを受けているなど、重大な違反等がある事業者
- 3. 介護サービス情報公表システムにおける基本情報及び運営情報の必須登録項目について、適切な登録を行っていない者

介護サービス情報の公表制度の公表対象事業所について、必須登録項目(下記情報)の適切な登録を行っていない事業者は認定申請ができません。

- ・基本情報(1)事業者の名称、所在地等(2)従業者に関するもの(3)提供サービスの内容(4)利用料等(5)法人情報
- ・運営情報 (1)利用者の権利擁護の取組 (2)サービスの質の確保の取組 (3)相談・苦情等への対応 (4)外部機関等との連携 (5)適切な事業運営・管理の体制 (6)適正な事業運営・管理の体制 (7)その他(従業者の研修の状況等)
- 4. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱第4条の規定による取組宣言を行っていない者 取組宣言を行っていない場合は、認定申請ができません。
- 5. 岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱第14条の規定により認定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない者

認定された事業者について、次のいずれかに該当する場合は、認定の取り消しを行います。認定が取り消された場合、取り消しの日から3年間は認定申請を行うことができません。

- ・認定申請、更新申請及び取組状況報告において提出された書類に重大な虚偽の記載があったことが判明したとき。
- ・岐阜県介護人材育成事業者認定制度実施要綱第7条の認定の申請ができない者に該当することとなったとき。
- ・上記各号のほか、認定の継続が適切でないことが明らかなとき。

【グレード3】岐阜県介護人材育成事業者認定制度 評価項目確認基準の観点

- ※1「確認基準の観点」は、事業者の取組内容が確認基準を満たしているかを確認する際の観点となります。
- ※2 「確認基準を満たす取組例」は、認定基準を満たすと考えられる取組みの例示です。事業者によって取組内容は様々なため、例示に記載してあるものがすべて必要なわけではありません。また例示に記載していない取組みでも、積極的な取組みであれば評価を行います。

安なれたではめりません。また例外に記載していない収益のでも、慎極的な収益のでめれば計画で行います。					
評価の観点	10評価項目		確認基準	確認基準の観点 ※1	確認基準を満たす取組例 ※2
信頼される運営	1	法人理念、方針等の明確化と実現に向けた取組み		信頼される運営には、法人としての理念や方針を明確にし、理念実現のために取組んでいることが必要です。理念や方針が明文化されているか、どのように周知されているか、その実現のための取組みが行われているかについて確認を行います。	【明確化】 ・理念カードの職員への配布 ・各事業所内掲示場への貼り出し など 【実現に向けた取組み】 ・法人理念実現のために取組んでいる具体 的な行動内容を、第三者に示すことができる など
	2	地域交流・社会貢献活動 への取組み			
地域や職員から信頼を得られる運営に取り組む事業者	3	情報発信の允美に向けた	ホームページを開設し、施設等 の様子を発信する取組みをして いる	信を行うことが必要です。情報発信方法として主となるホームページの設置状況と、情報発信の内容、取組みについて確認を行います。	【ホームページの開設】 ・事業者のホームページを開設している 【情報発信の取組み】 ・事業者ホームページやパンフレット等により事業所・施設の様子を広く発信している・施設等見学会の実施、職場体験の実施・リーダー等からの施設の取組み紹介や正職員の年代別割合公表など施設の体制に関する情報発信をしているなど
	4	第三者評価への取組み			

評価の観点	10評価項目		確認基準	確認基準の観点 ※1	確認基準を満たす取組例 ※2
積極的な人材育成	5	評価・報酬制度の確立に 向けた取組み	人材育成に向けた評価制度を有 している	積極的な人材育成のためには、職員を適切に評価し、育成に繋げていくことが必要です。人材育成のため、職員と話し合い、相談を受けたりアドバイスを行ったりするため職員との面談を行っているか、面談等を通して職員の業務等を評価し、キャリアアップにつなげるよう取り組んでいるかについて確認を行います。	行っている
職員を適正に育成・評価し処遇を行う事業者	6	計画的な人材育成への取 組み	新人職員への指導を計画的に実 施している	業務や職場に不慣れな新人職員が、安心して円滑に環境に慣れ、仕事に取組むためには、新人職員向けの適切な指導が必要です。新人職員を対象とした指導体制の整備と計画的な育成の実施が行われているかについて確認を行います。	・プリセプター制度等を導入し、新人育成を 行っている ・新人職員の相談役、アドバイザーなどを設置するなど、新人職員指導体制を整えている ・施設・事業所の中で計画的に新人職員の 指導を行う体制ができている など
	7	職員のキャリアアップへの 取組み	職員のキャリアアップを支援する 取組みをしている	積極的な人材育成のためには、職員のキャリア アップを支援する体制が必要です。職員の資格取 得、研修受講などを支援する取組みを行っている かについて確認を行います。	・資格取得やキャリアアップのための勉強会の開催をしている・キャリアアップに向けた研修等に職務として積極的に派遣している・講座等受講のための休暇制度や費用助成制度の整備をしているなど

評価の観点		10評価項目	確認基準	確認基準の観点 ※1	確認基準を満たす取組例 ※2
職員の定着促進	8	ニケーションの充実に向け	事業者の課題や取組み等を職員と情報共有する取組みをしている	職員の定着が進む風通しの良い職場づくりのためには、職員との情報共有が必要です。事業者の課題や取組み等を全職員と情報共有しているか、職員に積極的に周知するために工夫を行っているかについて確認します。	・文書や冊子を職員へ配布している ・全職員が確認できるよう文書等を各事業
職員の離職防止と定着を推進する事業者	9	ワークライフバランスの充 実に向けた取組み	職員のライフワークバランスを配慮する取組みをしている ※岐阜県ワーク・ライフ・バランス 推進エクセレント企業の認定を受けている場合には免除	職員が安心して働き続けるためには、職員のワークライフバランスの充実に向けた取組みが必要です。有給休暇取得の促進や時間外勤務削減についての取組み、育児や介護をしている職員が安心して働き続けるための職場環境づくりなど、ワークライフバランスに配慮した取組みを行っているかについて確認します。	勤務縮減に向けた取組みをしている 【育児・介護の支援】 ・職員それぞれの状況に応じた柔軟なシフト勤務ができる体制づくりをしている
	10	健康づくりと福利厚生の充 実に向けた取組み			

【グレード2】岐阜県介護人材育成事業者認定制度 評価項目確認基準の観点

- ※1「確認基準の観点」は、事業者の取組内容が確認基準を満たしているかを確認する際の観点となります。
- ※2 「確認基準を満たす取組例」は、認定基準を満たすと考えられる取組みの例示です。事業者によって取組内容は様々なため、例示に記載してあるものがすべて 必要なわけではありません。また例示に記載していない取組みでも、積極的な取組みであれば評価を行います。

	~	0.12.7 (10.03) 0. (2.00 0.7)			
評価の観点		10評価項目	確認基準	確認基準の観点	確認基準を満たす取組例
	1	法人理念、方針等の明確 化と実現に向けた取組み			
信頼される運営	2		職員参加のもと、地域社会との 交流や連携に取組んでいる	地域に信頼される運営のためには、事業所・施設が地域に開かれた存在であることが重要です。職員が参加し、地域住民との交流や連携に取組んでいるかについて確認を行います。	・地域の方々との共同イベントを開催している ・職員が地域のボランティア活動など、地域 の活動に参加している ・認知症予防教室など、地域住民が参加す る行事を開催している ・地域の方々に対しホール等の貸出しを 行っている ・非常災害時に地域と連携する体制づくり をしている など
地域や職員から信頼を 得られる運営に取り組 む事業者	3	情報発信の允美に向けた	職員の働く様子や具体的な業 務・処遇などの情報を発信する 取組みをしている	職員から信頼される運営のためには、職員に関する情報を積極的に外部へ情報発信していることが重要です。職員の働く様子や具体的な業務内容、処遇などを積極的に情報発信しているかについて確認を行います。	・職員の事業所等におけるキャリアの全体
	4	第三者評価への取組み			

評価の観点		10評価項目	確認基準	確認基準の観点	確認基準を満たす取組例
積極的な人材育成	5	評価・報酬制度の確立に 向けた取組み	給与に反映させるとともに、人事 評価を適切に行う取組みをして いる	積極的な人材育成のためには、仕事の役割や責任を明確にして処遇に反映させた上で、職員を適切に評価し育成することが必要です。職員がキャリアビジョンを描けるよう、職種や階層に応じた職責と権限を明確にし、職責に応じた給与体系を構築しているか、また職員評価を客観に実施するための評価者研修を行うなど、人事評価を適切に行	・職務ごとの職責・権限を明確にして明文 化している ・職責に応じた給与体系の構築し、運用している 「適切な人事評価への取組み」
職員を適正に育成・評価し処遇を行う事業者	6	計画的な人材育成への取 組み		キャリアパスを踏まえた積極的な人材育成のためには、職員の職務や階層、経験年数に応じた計画的な人材育成に取り組むことが必要です。職務別・階層別、経験年数別など、それぞれの職員の状況に応じた具体的な育成計画を作成し、実行しているかについて確認します。	【人材育成計画の実行】 ・階層別人材育成計画に沿った、内部研修
	7	職員のキャリアアップへの 取組み	職員の資格取得を支援し、その 実績があるとともに、キャリアパ ス制度を導入し、そこに求められ る能力が充足されるよう、育成		(介護福祉士・喀痰吸引研修・認知症介護 実践者研修等への手当の整備等)

評価の観点	10評価項目		確認基準	確認基準の観点	確認基準を満たす取組例
職員の定着促進	8	ニケーションの充実に向	職員の意見を把握し、コミュニ ケーションの活発な職場づくりに 向けた取組みをしている	職員が働きやすい風通しの良い職場を実現していくためには、職員が職場に対して意見が言い易く、職場としてコミュニケーションが活発であることが重要です。経営者等だけではなく現場の職員を含めた組織全体で事業を実施してしていくため、現場からの意見を把握する取り組みを行っているか、コミュニケーションの活性化に向けた取組みをしているかについて確認します。	・現場職員からの意見を聞く場を設けている ・職員から意見・アイデアカードを提出する 仕組みがある ・職員の相談窓口を設置している ・コミュニケーションの活性化に向けた会議 等を開催している など
職員の離職防止と定着 を推進する事業者	9		た具体的な支援に取り組んでい	ワークライフバランスの充実に向け、すべての職員が、育児や介護をしていても安心して働き続けることができる職場環境づくりを行っているか、具体的な支援に取組んでいるかについて確認します。	・育児・介護休暇制度、短時間勤務制度など、事業者が行う制度を積極的に職員が活用できるよう工夫している・事業所内保育所を整備し、職員が利用している・育児・介護休暇制度、短時間勤務制度などを職員が活用した実績があるなど
	10		健康づくりを積極的に進めるとと もに、福利厚生制度を充実させ ている	職員が安心して働き続けるためには、職員の健康づくりを積極的に進めるるとともに、福利厚生の充実が重要です。事業者が主体的に職員の健康管理を行うために、職員の健康診断受診結果の把握やその後のフォローを行っているか、職員が満足して働き続けるために、職員旅行やイベント、クラブ活動の助成など福利厚生制度を充実させているかについて確認します。	・職員の感染症予防のために、感染症対策 研修の実施、予防接種の実施、費用助成 などを実施している

	確認基準	確認基準の観点	確認基準を満たす取組例
	①過去3年間の平均離職率が 県内平均値を下回っている		
	②過去1年間の有給休暇取得 率が県内平均値を上回っている	①~④の指標のうち、基準を満たす指標が2個以	
定量的指標 	③資格(介護福祉士)保有率が 全国平均値を上回っている ④過去1年間の月平均所定外労働 時間45時間を超ぶる従業員がゼロ	上ある	
	かつ年間所定外労働時間360時間 を超える従業員がゼロ		

【グレード1】岐阜県介護人材育成事業者認定制度 評価項目確認基準の観点

- ※1「確認基準の観点」は、事業者の取組内容が確認基準を満たしているかを確認する際の観点となります。
- ※2 「確認基準を満たす取組例」は、認定基準を満たすと考えられる取組みの例示です。事業者によって取組内容は様々なため、例示に記載してあるものがすべて 必要なわけではありませんし、記載していない取組みでも確認基準を満たすこともあります。

評価の観点		10評価項目	確認基準	確認基準の観点	確認基準を満たす取組例	
	1	法人理念、方針等の明確化と実現に向けた取組み	中長期的なビジョンに関する計 画等を策定している	信頼される運営のためには、制度改正や報酬改定等も多い介護分野において、中長期的なビジョンを持って計画的な運営を実施していくことが重要となります。法人理念等の実現を見据え、中長期的に安定した事業の運営と組織の方向性の統一などに向けた計画等を策定しているかについて確認します。	策定している ・中長期的なビジョンを明確にした文書等 を会議などで全職員に周知している	
信頼される運営	2	地域交流・社会貢献活動への取組み	職員参加のもと、社会貢献や介	地域や職員から信頼され、職員が誇りを持って働ける職場としていくためには、事業者の枠を超えた、地域への社会貢献や介護事業全体のイメージアップに向けた取組みが必要です。職員参加のもと、社会貢献活動や介護業界全体のイメージアップに繋がるような取組を行っているかについて確認します。	・事業者全体や運営する事業所毎に、社会 貢献活動を行っている ・他の事業者も含めた人材育成研修の実	
地域や職員から信頼を 得られる運営に取り組 む事業者	3	情報発信の充実に向けた 取組み				
	4		福祉サービス第三者評価受審等をしている	・愉忙リーに入界二台計画の対象リーに入(特別 美羅老人士二/(公羅老人短加佐記) 温能会	・福祉サービス第三者評価の受審をしている (※現在、岐阜県においては福祉サービス 第三者評価を受審できる介護サービスは 限られています。なお第三者評価の受審 は、事業者内の施設・事業所のうち、1箇 所以上で受審していることを評価の条件と します。) ・サービスの提供状況や施設運営につい て、第三者委員会から評価を受ける取組 みをしている など	

評価の観点	10評価項目		確認基準	確認基準の観点	確認基準を満たす取組例
積極的な人材育成	5	評価・報酬制度の確立に 向けた取組み	人事考課制度を整備するととも に、人事評価結果の処遇への反 映方法を明確にし、給与表を職 員に公表している	正しに連呂を行うにめ、人事評価と仕用、桁子体	・人事考課制度を確立し、職員評価結果を
職員を適正に育成・評価し処遇を行う事業者	6	計画的な人材育成への取組み			
	7		職員のキャリアアップに向けた 積極的な取り組みをしている。	職員の能力開発や資格取得支援に関し、グレード1事業者は、県内介護業界をリードする質の高い取組を行っている必要があります。 例えば、客観的なスキル指標であるキャリア段位制度のアセッサーの育成とレベル認定のための内部評価等の取組み、レベル4の認定者が事業所内にいるなどについて確認します。 また、その他の積極的なキャリアアップに向けた取組みについて、認定評価会議にて審査します。	・事業者内にキャリア段位制度のレベル4の認定を受けた職員がいる ・職員による研究活動と発表の機会を提供している(介護福祉士会実施のファーストステップ研修への職員参加など)など

評価の観点	10評価項目		確認基準	確認基準の観点	確認基準を満たす取組例
職員の定着促進	8	モチベーション向上・コミュ	職員の意見に対して検討・反映等を行い、職員に周知する仕組みがあるとともに、職員のモチベーションの維持向上に向けた取組みを行っている。	員の意見が運営等に反映されていくことが重要です。職員からの意見について、事業者として検討し、検討結果が業務等に活用・反映されているか、またそうした取組みが職員に周知されているかについて確認します。	・職員からの意見をもとに検討した結果を 業務運用等に反映している ・職員からの意見の検討結果及び反映状 況を会議や掲示、文書配布などにより職員 に周知している ・職員のモチベーションの維持・向上に向
職員の離職防止と定着 を推進する事業者	9	ワークライフバランスの充実に向けた取組み ※岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定を受けている場合には免除	 職員のワークライフバランスの 充実に向けた先進的な取組みを	職員が安心して働き続けることができ、定着していくためには、職員のワークライフバランスの充実が最重要項目の一つと考えられます。職員が健康的に働き続けるために、ワークライフバランスの充実に向けた先進的な取組みをしているかについて確認します。	・岐阜県子育て支援エクセレント企業に認定されている ・職員がいつも子供の状況を確認できたり、利用者と子供のふれあいができる事業所内保育所の設置など
	10	健康づくりと福利厚生の 充実に向けた取組み			

	確認基準	確認基準の観点	確認基準を満たす取組例	
	①過去3年間の平均離職率が 県内平均値を下回っている			
	②過去1年間の有給休暇取得 率が県内平均値を上回っている	 ①~④の指標のうち、基準を満たす指標が3個以		
定量的指標	③資格(介護福祉士)保有率が 全国平均値を上回っている ④過去1年間の月平均所定外労働	上ある		
	時間45時間を超える従業員がゼロかつ年間所定外労働時間360時間を超える従業員がゼロを超える従業員がゼロ			